

滋賀県全域で盛土規制法の規制が始まっています

(宅地造成及び特定盛土等規制法)

5月、6月は「宅地防災月間」

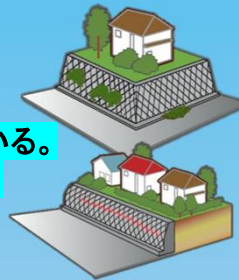
期間: 5/1～6/30※ 盛土規制法に基づく規制を開始した初年につき、梅雨期の実施期間を6月末まで延長します。

- ・梅雨などの大雨に備えて、**わが家の宅地点検**をしましょう。
- ・所有地や身の回りの**盛土等**が問題ないか確認してみましょう。

点検ポイント※2

- 擁壁がいつも水のしみ出しにより濡れている、コケが生えている。
- 擁壁の長い区間で変状(ハラミ出しや水平亀裂)が見られる。

下のような現象がみられる場合は注意が必要です！



盛土の割れ



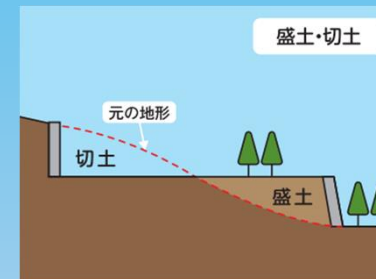
地下水の流出



擁壁の割れ



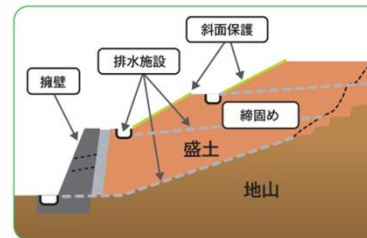
許可等が必要となる盛土等※3



< 盛土・切土 >

安全基準の例(盛土)

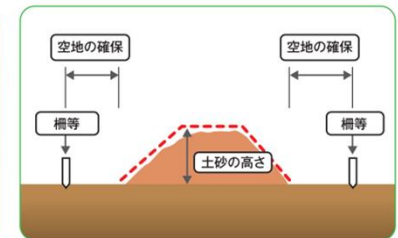
- ・盛土内に水がたまるように排水施設を設置
- ・崩れにくくするために締固めを実施 等



< 土砂の仮置き >

安全基準の例

- ・土砂が流れないような地盤勾配
- ・周囲との安全な距離を保つために、空地を確保 等



※2: より具体的な点検方法などは『わが家の宅地安全マニュアル』でご検索ください。

※3: 右のQRコードより工事情報や盛土規制法の手続きを確認いただけます。

お問い合わせ: 滋賀県土木交通部住宅課宅地盛土係

TEL 077-528-4240 Email morido@pref.shiga.lg.jp

